

報告 1 委員の解嘱及び委嘱について

長年にわたり市川市環境審議会の委員及び会長を務めていただきました和洋女子大学名誉教授の後藤政幸様から、一身上の理由により委員を辞任したい旨の申し出があり、本年3月31日をもちまして解嘱となりました。

後任といたしまして選出母体である和洋女子大学から、同大学家政学部健康栄養学科教授である熊谷優子様を推薦いただきましたので、本年4月1日付けにて市川市環境審議会の委員に委嘱いたしましたことをご報告いたします。

熊谷委員の任期につきましては、市川市環境審議会条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間である令和2年10月31日までとなります。

また、後藤委員の解嘱に伴いまして、会長職が不在となっておりますので、同条例第5条第3項の規定により、道下副会長に職務を代理していただくこととなります。

なお、次回の市川市環境審議会開催時に、会長の互選を行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

送付資料「市川市環境審議会条例」を参照ください。